

天

八人ふ 第 65 号

平成23年9月27日

(23-6②)

八尾社会保障推進協議会

会長 伊津 進弘 様

八尾市長 田 中 誠 太



平素は、八尾市政に多大のご支援・ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、先般貴団体との協議の際、再質問のありました事項につきまして、別紙のとおり回答いたします。

八尾社会保障推進協議会協議（追加質問回答分）

1. 総務部関係

- ・正規、非正規の条件差について説明してもらいたい。

「別紙」により回答いたします。

2. 建築都市部関係

- ・コミュニティバス廃止後の交通手段のあり方検討はどうなっているのかを聞かせてもらいたい。

コミュニティ低床バス運行事業につきましては、利用者数が少なかったこと及び費用対効果の点から平成20年6月末をもって運行終了いたしました。

そのことから、再度コミュニティバスを運行することについては、利用者の確保に課題があり、また本市の財政状況等からも実施は困難と考えます。

今後は、既存の鉄道路線網及び基幹バス路線網と各地域を結ぶ移動手段に関して各地域から提案等に基づき、できうる支援を行っていきたいと考えております。

また、既存のバス路線の継続運行及び新規路線の実施等を公共交通事業者に要請してまいります。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 市立病院関係

- ・PFI事業の課題とあるが、具体的に何か。

効果検証により第三者機関から指摘された課題としましては、「1. 調達コストの改善、2. 実施コストに改善余地のある個別事業のコスト適正化、3. 経営状況に見合った業務の縮小、4. モニタリングシステムの見直しによる個別事業の質の向上、5. 病院事務組織・体制の見直しによる機能強化と事業の継続性確保」の5点でありました。

- ・今後の運営はどう考えるか。

今後も引き続き、直営を堅持しながら、PFI事業者との公民協働により、病院で働く全ての職員が一丸となって、市の中核病院として市民に安全で良質な医療の提供に努めて参ります。

4. 学校教育部関係

- ・中学校給食の方向性について。

中学校給食の方向性につきましては、現在「中学生の昼食のあり方検討会」において、有識者やPTA代表、学校長等に参画いただき「中学生の昼食のあり方」について検討を行なっているところであり、その中で家庭弁当やスクールランチ等と併せて

中学校給食についても検討されるものと考えており、検討結果を踏まえ教育委員会として方向性を判断したいと考えております。

別紙
職員、非常勤嘱託、臨時的任用職員の勤務条件

平成23年4月1日現在

区分	職員	非常勤嘱託職員	臨時的任用職員
(1) 任用期間	60歳定年（再任用制度あり）	1年・更新可（新規は3年以内）	6箇月以内の必要期間 （更新は1回のみ）
(2) 勤務時間	8:45～17:15 7:45/日、38:45/日 ※一部の職場で勤務時間が異なる場合があります。	週29時間以内（一般職の3/4） 基本時間 10:00～16:00 5:15/日、26:15/週	正規職員と同じ 必要時間のパートもあり
(3) 休暇 ①年休 ②特休 生休 忌引 (H21.4.1改正 嘱託、非常勤嘱託) ボランティア休暇 子の看護のための休暇 短期介護休暇 夏休 人間ドック	20日 連続する2日有給 7日＝配偶者、父母、子 3日＝祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、孫 2日＝3親等内親族 5日の範囲内 5日（対象者が2人以上の場合10日）の範囲内 5日（対象者が2人以上の場合10日）の範囲内 7日 必要な時間（職務免除） 産休・育児時間は有給で承認 通勤緩和、妊娠障害等、保健指導・ 健康診査は有給で承認	労働基準法どおり 無給休暇 7日＝配偶者、父母、子 3日＝祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母 孫 2日＝3親等内親族 なし 5日（10日）の範囲内 5日（10日）の範囲内 5日 なし	労働基準法どおり 無給休暇 なし なし 5日（10日）の範囲内（6箇月以内は無給） 5日（10日）の範囲内（6箇月以内は無給） なし なし 産休・育児時間は無給で承認 通勤緩和、妊娠障害等、保健指導・ 健康診査は無給で承認
③労基法上の休暇	産休・育児時間は有給で承認 通勤緩和、妊娠障害等、保健指導・ 健康診査は有給で承認	産休・育児時間は無給で承認 通勤緩和、妊娠障害等、保健指導・ 健康診査は無給で承認	産休・育児時間は無給で承認 通勤緩和、妊娠障害等、保健指導・ 健康診査は無給で承認